資料１－①

宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の概要

◎　設置根拠

平成２２年(2010 年) ４月１日施行の「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例」に基づき、総合振興局・振興局（圏域）ごとに設置されている。

◎　所管事項

１　障がい者の地域での暮らしを支えるサービスに関すること
２　差別や虐待及び権利擁護に関すること
３　その他地域で暮らす障がい者の暮らしづらさに関すること
４　１～３のほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第１８条第１項に規定する情報の交換及び協議

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律　関係部分抜粋

第十七条　国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

第十八条　協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

◎　職務

所管事項に関し、次に掲げる場合に事案の解決を図るための協議又はあっせんを行う。

１　所管事項について協議等の申立てがあったとき
２　市町村長から協議等の依頼があったとき
３　その他地域づくり推進員が必要と認めるとき

◎　委員会の開催

・　年１回、４～６月の間に委員会を開催し、前年度の活動報告、ホームページ等で公表する情報、地域課題等の把握を含めた当該年度の活動計画などについて、説明・協議を行う旨が、委員会運営要綱で定められている。
・　宗谷圏域では他に９～１１月に２回目、１～３月に３回目の委員会を開催している。
・　協議等の申立て、依頼があった時は委員会で協議を行うことがある。
・　委員会は個人情報の取扱いに配慮した上で、原則公開する。